

# 空き家になっても、責任を持って、大切に管理しましょう



家はあなたの財産です。  
大切に管理しましょう。

人が住まなくなった家は、劣化が進みやすくなりますので、適切に管理しましょう。管理できない場合は、「売る」、「貸す」、「譲る」、「壊す」など、家族や親戚とよく相談して決めましょう。管理しないしていると家が傷むだけでなく、通行人にけがをさせたり、ご近所に損害を与えたりする恐れがあります。

## 管理の例

区長やご近所に  
連絡先を伝えておく



漏電防止  
(電力会社に相談)

庭木の剪定、  
枯葉の掃除、  
敷地の草むしり

戸締まり



ガスボンベの  
管理または撤去

敷地内への侵入の規制

定期的な管理をする

(家や塀の損傷の点検、換気、通水、掃除、害虫の駆除、郵便物の回収など)

### 特に重要な冬期間の管理

- ❗**屋根雪下ろし**をしないしていると、軒先が破損して、瓦の落下などを引き起こします。
- ❗**雪かき**をしないしていると、通行の妨げになります。
- ❗**家や庭木の雪囲い**をしないしていると、家の損壊や倒木を引き起こします。



### よくある苦情

- 庭木が繁り、敷地や道路にはみ出て、通行を妨げている。
- 子どもが敷地に入って遊び場になっていた。
- 戸締まりがされておらず、不審者の出入りが心配だ。
- ブロック塀が倒れかかっており、危ない。
- 空き家から、動物や害虫が出てくる。
- 屋根雪下ろしをしておらず、危ない。
- 雪かきをしておらず、通路をふさいでいる。
- 困ったことが起こっても、連絡先が分からず相談できない。



『空家等対策の推進に関する特別措置法』では、第3条で「空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」と定めています。近隣住民等から苦情があった場合、市は第9条に基づき立入調査をしたり、第10条に基づき固定資産税の課税情報を利用するなどして所有者を調べ、通知をする場合があります。さらに、保安上危険となるおそれがある、著しく衛生上有害となるおそれがあるなど、「特定空家等」と認められる場合には、第14条に基づき助言や指導、勧告などをする場合があります。